令和８年（フ）第５１０号
熊本市西区小島９丁目11番10号　Ｖｉｌｌａ　Ｍｉｄｄｙ Ⅱ203
債務者　長島　翔大
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５５９号
熊本市西区島崎３丁目24番15―205号　県営住宅石神原団地１―205
債務者　池田　健司
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２１６号
沖縄県宜野湾市真栄原三丁目17番２号　友愛ビル３Ｆ　グループホームエデュカーレ、住民票上の住所沖縄県那覇市銘苅１丁目18番73―501号　県営天久高層住宅
債務者　金城　里鶴（旧姓大向）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２５７号
沖縄県うるま市字江洲453番地　コーポ宮城201
債務者　宮城　　愛（旧姓新里）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第６９号
岩手県一関市三関字仲田22番地３　ハイム仲田７、前住所岩手県一関市字沢13番地１
債務者　石川　満行
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第６２３号
千葉県柏市松葉町４丁目１番地１　９棟205号
債務者　山中喜代子
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６７１号
千葉県松戸市松戸1110番地　本郷ハイツ202号、前住所千葉県松戸市常盤平４丁目15番地常盤平公団住宅Ｅ街区53棟204号
債務者　髙橋　ひとみ
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７１１号
千葉県柏市北柏４丁目６番地６　第１フルール北柏201号
債務者　長谷川香代
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１２４０号
東京都町田市成瀬７丁目10番11―405号
債務者　内木　セイ
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８５号
佐賀県鳥栖市田代外町667番地１　メゾン田代102、前住所福岡県八女市蒲原1992番地２　グリーンヒル末廣204号
債務者　武井　　良
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８６号
佐賀県鳥栖市田代外町667番地１　メゾン田代102、前住所福岡県八女市蒲原1992番地２　グリーンヒル末廣204号
債務者　武井　美結
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５７号
佐賀県鳥栖市蔵上１丁目212番地　グラース蔵上弐番館403
債務者　井手　綾乃
1　決定年月日時　令和８年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６７２号
神戸市垂水区西舞子５丁目５番８―105号
債務者　櫻井　優輝
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７７０号
神戸市灘区天城通２丁目４番22―206号
債務者　三原　菜摘
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８２６号
神戸市長田区五番町４丁目30番地　市住29―802号
債務者　藤岡　和基
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８３８号
神戸市長田区丸山町４丁目９番９号　エール丸山２
債務者　塚本　美月
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部